

第 56 回新潟県国土利用計画審議会議事概要

平成 26 年 2 月 10 日（月）開催

開催日時 平成 26 年 2 月 10 日（月）午後 2 時から

開催場所 新潟県行政庁舎 第 508 会議室

出席委員 中出 文平、阿部 三代繼、加藤 恭子、中田 誠、澤田 雅浩、富所 健司、
佐藤 久美子、小林 則幸、山川 智子、藤林 紀枝、山中 知彦
以上 11 名

（欠席：入村 明、佐野 可寸志 以上 2 名）

1 開会

2 あいさつ

田宮土木部長

3 会議の成立

定数 13 名中 11 名が出席、新潟県国土利用計画審議会条例第 6 条第 3 項の規定により、審議会が成立している旨を事務局から報告。

4 出席者紹介

配付資料により審議会委員を紹介する。

5 議事

(1) 新潟県国土利用計画審議会の議事録署名委員の選出等について

中出会長 それでは、議事を進めさせていただきます。
最初に、議事録署名委員の指名を行いたいと思います。
富所委員にお願いできますでしょうか。

富所委員 わかりました。

中出会長 本日、マスコミなどの方から傍聴の希望がございますが、公開の
会議ですので傍聴を認めることとします。
それでは、審議に入りたいと思います。

(2) 新潟県土地利用基本計画の変更について

- ・ 農業地域の拡大、縮小 3 件（阿賀野市、新潟市）
- ・ 森林地域の縮小 2 件（胎内市、刈羽村）
- ・ 新潟県土地利用基本計画書の変更について

中出会長 新潟県土地利用基本計画の変更について、国土利用計画法第 9 条
の規定により、知事から意見を求められております。
内容について、事務局から説明をお願いします。

事務局 （資料 1、資料 2、資料 3 により、新潟県土地利用基本計画図等
変更案を説明）

中出会長 はい、ありがとうございました。土地利用基本計画図 5 件の変更

と計画書の修正について意見や質問等がございましたら、受けたいと思いますがいかがでしょうか。

わからないことがあればご質問をお願いします。

中田委員 胎内森林地域縮小の理由で、変更後は太陽光発電施設を設置するとありますが、差し支えなければ実施主体の企業名を教えてください。

事務局 (傍聴で参加していた胎内市に確認し回答)
株式会社ウエストエネルギーソリューションという民間企業が設置しております。

阿部委員 刈羽森林地域の縮小を必要とする理由が、他用途に転用され、現況が森林でなくなったため、とあります。農地の場合だと計画を出して転用の許可をもらってから行うものですが、森林地域の場合は、開発の歯止めとか、転用の手続無しで宅地やサッカー場になるのでしょうか。

後で現状に合わせて変更する、というのは論理的に理解できないのですが、どのような理由なのでしょう。

事務局 農地には農地転用の手続があるように、森林にも森林法の中で林地開発の手続が定められています。今回の変更につきましては、刈羽村が事業主体ですが、森林担当部局で開発して良いかを許可と同様の審査手続を経て、開発を行っています。

こちらの審議会で、後で計画を変更するような処理は後追いではないかとの批判、ご指摘は以前からありますが、森林の開発許可を出す部局で、最初に開発を審査をして、開発が完了してから審議会で審議いただいています。

そのような状況であるため、今回の報告資料2として、大きな森林開発案件があった場合には、森林開発担当部局から情報をいただいて、審議会に情報提供を図るようにしています。

この刈羽村の開発につきましては、以前の審議会でも報告しております。そのような状況ですのでご了解いただきたいと思います。

中出会長 刈羽村の案件については森林法における地域森林計画対象民有林であって、国有林や保安林ではないから、林地開発許可はわりと緩いので、農振法における農振白地と同じで、農地転用の許可を得やすいのです。

また、林地開発許可をした後に、開発をして森林が無くなった所

に対して、後追いで審議会で森林地域の解除をするというのはあまり良くないということで、刈羽村の案件については、昨年度の審議会で次年度以降に審議会に提出します、という報告がありました。

実際、刈羽村の現地を通行すると巨大な施設が出きていることが確認ができます。

では、私の方から一点あります。一つ目の案件についてですが、阿賀野農業地域で土地利用の開発の意向がなくて用途地域を縮小するというのは、正しい方向ですし、そこに農業振興地域を指定するというのは良いと思うのですが、今のままだと用途地域を外れたままで農用地区域の指定が無くなると、結果的には都市計画法と建築基準法で規制している用途の制限や、建ぺい率・容積率を別途定めるとしても今の用途地域よりは緩くなることが想定されます。放っておくと用途地域は外した方が開発をしやすいという事態になりかねない。農用地区域の指定要件から面積要件を満たさず飛び地の様に農用地区域の指定は難しいかと思しますので、乱開発が起きないことを担保するようなことを阿賀野市に指摘していただきたい。

都市側の手段をとるのか、農業側の手段をとるのかは、それぞれ考えがあると思いますが、都市地域と農業地域は重複をしているので、何らかの手立てをお願いしたい。

二つ目の案件の西蒲区の工業団地では、市街化区域を市街化調整区域にし、農用地区域の指定を予定しているので都市側から農業側にスムーズなバトンタッチができていていると思います。

事務局 いただいたご意見については阿賀野市を含め、関係各課に伝えたいと思います。

山中委員 三つ目の案件で、東港付近の農業地域の縮小に伴う津波被害の関係で、作業員の安全対策を行う予定であると説明がありましたが、港湾労働者のための安全対策は具体的にどのように行うのか、お聞かせ願いたい。

事務局 現在のところ、どのような開発計画かは詳細に把握しておらず関係課も確定した計画を把握していないようです。津波防災については現在得られている知見に基づいて、津波避難の施設などの安全対策がされるものと思います。改めて関係各課に対策をするよう伝えたいと思います。

中出会長 新潟港の港湾計画で、新潟東港の機能拡張をするにあたってコンテナヤードの用地を拡大するのが上位計画であり、そのために市街

化区域を西側に拡大して工業用地を指定し、臨港地区を指定することになります。コンテナを扱う港湾労働者の安全対策は港湾計画の中で行われると思いますので、港湾計画を策定する部局に事務局から伝えるようお願いします。

(3) 新潟県「夢おこし」政策プランの見直しに伴う、国土利用計画（新潟県計画）及び新潟県土地利用基本計画の見直しについて

中出会長 質疑がないようですので、次の議題に移ります。
「新潟県『夢おこし』政策プランの見直しに伴う、国土利用計画（新潟県計画）及び新潟県土地利用計画の見直しについて」を事務局から説明をお願いします。

事務局 （資料4により、「新潟県『夢おこし』政策プランの見直しに伴う、国土利用計画（新潟県計画）及び新潟県土地利用計画の見直しについて」説明。）

中出会長 ただいまの説明について、ご意見・ご質問があればご発言をお願いします。
事務局から説明のあった、夢おこし政策プランはここで議論していただいた土地利用基本計画や国土利用計画について、資料5ページ、6ページに該当箇所がありますが改定する必要はないだろう、との事務局からの説明でしたがいかがでしょうか。

山川委員 「夢おこし」政策プラン新旧対照表の中で、改正前の第2章に記載されている被災者の生活再建というのは、中越大震災でしょうか、新潟福島豪雨等のことでしょうか。

事務局 このプランは主に中越大震災の被災者の再建を対象としたものとなっております。この部分については別の記述に置き換えるため削除されております。

中出会長 よろしいでしょうか。他に何かご発言ありませんでしょうか。
いくつか質問や意見が出たようでございますが、このあたりで当審議会としての意見を集約させて頂きたいと思っております。
「新潟県土地利用基本計画図の変更について」は本審議会としては異議がないということで、意見を集約したいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(全委員) (異議なし)

中出会長 異議がないようですので、知事から諮問を受けた案件について、原案に異議がない、と答申することにいたします。

また、新潟県「夢おこし」政策プランの見直しに伴う、国土利用計画（新潟県計画）及び新潟県土地利用基本計画の見直しについては、事務局の原案のとおり見直しを行わないこととしたいと思いません。

なお、答申文案につきましては、会長に一任させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（全委員） （異議なし）

中出会長 ありがとうございます。異議がないようですので、会長一任とさせていただきます。

（4）その他 報告事項

報告1 国土利用計画（市町村計画）の策定推進について

中出会長 続きまして、報告事項に入ります。事務局から「国土利用計画（市町村計画）の策定推進について」の報告をお願いします。

事務局 （報告資料1により、国土利用計画（市町村計画）の策定推進について説明。）

中出会長 ただいまの説明についてご質問がありましたら、ご発言をお願いします。

佐藤委員 県内7市町村がすでに策定済みとお伺いしましたが、差し支えなければどこの市町村かお聞かせ願いたい。各市町村では総合計画と国土利用計画（市町村計画）との整合性を図る必要があると思いません。

事務局 現在、策定済みの市町村は糸魚川市、柏崎市、妙高市、聖籠町、田上町、刈羽村、弥彦村の7市町村です。

中出会長 この件については、事務局からの説明にあったとおり、今後も市町村計画の策定について、市町村に対して策定推進をしていただくように、お願いします。

続きまして、次の報告事項である「今後、土地利用基本計画の変

更が見込まれる林地開発案件について」を事務局から説明をお願いします。

報告2 今後、土地利用基本計画の変更が見込まれる林地開発案件について

事務局 (報告資料2により、今後、土地利用基本計画の変更が見込まれる林地開発案件について説明。)

中出会長 ただいまの説明についてご質問がありましたら、ご発言をお願いします。

(全委員) (質問なし)

中出会長 以上、事務局からの報告事項でした。議事については以上で終了となりますが、事務局から何かありますでしょうか。

6 閉会

事務局 本日は委員の皆様におかれましては、長時間に渡りまして慎重にご審議をしていただき誠にありがとうございます。県土地利用基本計画図の変更につきましては「異議なし」とご意見を集約していただきましたので、答申を受けました後、国土交通大臣との協議を経まして三月下旬には県報告示ができるよう準備を進めて参ります。今後とも何卒よろしく願いいたします。次回の審議会につきましては来年の今頃を予定しており、時期が近づいたら案内を送付いたしますので、よろしくお願い申し上げます。事務局からは以上です。本日はお集まりいただき誠にありがとうございました。

中出会長 それでは、以上をもちまして、本日の審議会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後3時15分終了

新潟県国土利用計画審議会

議事録署名委員

富 所 健 司

(正本は自署で署名されています)